

○海老名市住みよいまちづくり条例施行規則

平成30年3月27日

規則第9号

海老名市住みよいまちづくり条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第13条）

第2章 市民によるまちづくり

第1節 まちづくり重点計画（第14条—第21条）

第2節 まちづくり市民活動計画（第22条—第31条）

第3節 提案型地区計画制度と都市計画の決定又は変更の提案制度（第32条—第37条）

第3章 地域へ配慮するまちづくり

第1節 まちづくりへの配慮（第38条・第39条）

第2節 特定開発事業の手続（第40条・第41条）

第3節 開発基本計画書の手続（第42条—第46条）

第4節 開発事業事前協議書から事業完了までの手続（第47条—第58条）

第5節 開発指導基準（第59条—第71条）

第4章 雑則（第72条—第76条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市住みよいまちづくり条例（平成30年条例第1号。以下「条例」という。）第87条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（市民）

第2条 条例第2条第1号の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

（1）市内の土地又は建築物について、対抗要件を備えた地上権若しくは貸借権又

は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者

(2) 前号に規定する土地、建築物若しくは権利に関する仮登記若しくは差押えの

登記又は当該土地若しくは建築物に関する買戻しの特約の登記の登記名義人

(3) 市のまちづくりに関して活動を行う者で市内に活動の拠点を有する者

(令和5規則26・一部改正)

(公表)

第3条 条例第8条第5項に規定する市長が行う公表は、広く周知をするために行うもので、次に掲げる方法のうち、全部又は一部の方法により行うものとする。

(1) 記者会見

(2) 広報紙

(3) 海老名市ホームページ

(4) 条例所管課窓口

(5) その他市長が必要と認める方法

(縦覧)

第4条 条例の規定により市長が行う縦覧は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める内容で行うものとする。

(1) 期間 土曜日、日曜日、祝日及びそれ以外の市役所閉庁日を除き定められた期間

(2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 縦覧できる者 条例第2条第1号に規定する市民であることを証明できる者

(4) 縦覧できる場所 条例所管課窓口

(令和5規則26・一部改正)

(公聴会の開催)

第5条 条例の規定により市長が開催する公聴会は、利害関係を有するものの意見を聴くために開くもので、次条から第12条までの規定により執り行うものとし、開催する旨の公表から一定の周知期間を経て開催する。

2 公聴会の開催を求めるための申出は、公聴会申出書により行うものとする。

(令和5規則26・一部改正)

(公聴会の議長)

第6条 公聴会の議長は、海老名市都市計画審議会の委員のうち、市長が指名した者をもって充てる。

2 議長は、公正かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

(公聴会での公述等)

第7条 公聴会での公述は、第5条第2項の規定により公聴会の開催を申し出た者が行わなければならない。

2 前項により公述する者以外の者が公述を申し出るときは、公聴会公述申出書を公聴会開催日を含めた7日前までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、公聴会の運営を円滑に執り行うため必要と認めるときは、あらかじめ公述する者を選定することができる。

4 市長は、公聴会の運営を円滑に執り行うため必要と認めるときは、あらかじめ公述時間を定めることができる。

5 市長は、必要があると認めるときは、議長と協議をして、専門の知識を有する者、関係する行政機関の職員その他参考人に公聴会への出席を求め、その意見を求めることができる。

(公聴会の公述に対する質疑)

第8条 議長は、公聴会の議事を円滑に進めるため、公述の内容について公述する者に対して質疑をすることができる。

2 議長は、公述の内容について出席者に対して事実関係の発言を求めることができる。

(公聴会の傍聴)

第9条 市長は、第5条第1項の公表のときに、公聴会を傍聴しようする者の人数を定めることができる。

2 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うため必要があるときは、傍聴する者の入場を制限することができる。

(公聴会の秩序維持)

第10条 議長は、公述する者の意見が公聴会に係る事項の範囲を超えたとき、第7条第4項で定めた公述時間を超えたとき又は公述する内容に不穏当な言動があったときは、その公述の中止又は公聴会会場からの退場を命じることができる。

2 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(令和5規則26・一部改正)

(公聴会の議事録の作成)

第11条 議長は、次に掲げる事項を記載した公聴会の議事録を作成し、これに署名の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 公聴会開催の目的
- (2) 公聴会の開催日時及び場所
- (3) 公述した者の住所及び氏名
- (4) 公述した者が述べた内容
- (5) その他公聴会開催で記録すべき事項

(公聴会の結果の公表)

第12条 市長は、公聴会における公述及び質疑等の内容について、その要旨を公表するものとする。

(規則で定める関係者)

第13条 条例第6条第3項の規則で定める関係者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 周知範囲に属する自治会の代表者
- (2) 事業区域に属する農業委員会の地区担当委員
- (3) 事業区域に属する生産組合長
- (4) 事業区域とまちづくり重点地区が重なるまちづくり重点地区推進協議会に属する者
- (5) 事業区域と市民活動計画の活動する地区等が重なる市民活動グループに属する者

(6) 開発事業の工事用車両の通行により大幅に交通量の増加が予想される地域に居住している者

(7) 開発事業の工事により生活環境に著しい影響が生じると思われる地域に居住している者

(令和5規則26・一部改正)

第2章 市民によるまちづくり

第1節 まちづくり重点計画

(まちづくり重点地区推進協議会の認定を受ける団体の要件)

第14条 条例第8条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 10以上のまちづくり重点地区内の市民及びまちづくり重点地区内で開発事業を行おうとする事業者により構成されていること。

(2) まちづくり重点地区の区域が定まっていること。

(3) まちづくり重点地区内の市民の参加の機会が保障されていること。

(令和5規則26・一部改正)

(まちづくり重点地区推進協議会認定申請書等)

第15条 条例第8条第3項の規定による申請は、まちづくり重点地区推進協議会認定申請書の提出により行い、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) まちづくり重点地区推進協議会設立の趣意書

(2) 住所が記載された構成員の名簿

(3) まちづくり重点地区推進協議会の会則

(4) まちづくり重点地区の区域図

(5) まちづくり重点地区内等への周知の経過とその状況

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第8条第6項の規定による協議会の設立に向けた支援の申出は、支援申出書によるものとする。

(令和5規則26・一部改正)

(まちづくり重点計画の要件)

第16条 条例第9条第1項に規定するまちづくり重点計画の案の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) まちづくり重点地区内に住所を有する者及び同地区内で事業を営む者の2分の1以上の同意が得られていること。
- (2) まちづくり重点地区内の土地及び建物に係る計画のときは、同地区内の土地及び建物の所有者の3分の2以上の同意が得られていること。
- (3) 条例第7条に規定するまちづくりの計画に整合していること。
- (4) おおむね5年以内に実行可能な計画内容となっていること。

(令和5規則26・一部改正)

(まちづくり重点計画の提案書)

第17条 条例第9条第1項の規定によるまちづくり重点計画の提案は、まちづくり計画提案書により行い、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) まちづくり重点計画の概要書
- (2) まちづくり重点計画の区域図
- (3) まちづくり重点計画のまちづくり重点地区内等への周知の経過とその状況
- (4) その他市長が必要と認めたもの

(令和5規則26・一部改正)

(まちづくり重点計画案の申出書)

第18条 条例第9条第4項及び第26条第4項の規定による申出書の提出は、まちづくり計画等申出書により行わなければならない。

(令和5規則26・一部改正)

(まちづくり重点計画案の申出書への回答書)

第19条 条例第9条第6項及び第26条第5項の規則で定める回答書は、まちづくり計画等申出回答書により行わなければならない。

2 前項の規定により回答をするまちづくり重点地区推進協議会の代表者は、必要に応じ回答に参考となる図書を添付するものとする。

(令和 5 規則 2 6 ・ 一部改正)

(まちづくり重点計画の認定申請書)

第 2 0 条 条例第 1 0 条第 1 項の規定による申請書の提出は、まちづくり計画認定申請書により行い、前条第 2 項の図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 第 1 6 条第 1 号及び第 2 号に規定する同意を示す書類
- (2) まちづくり重点計画のスケジュールを記した書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(令和 5 規則 2 6 ・ 一部改正)

(まちづくり重点計画の変更)

第 2 1 条 条例第 1 1 条第 1 項の規定による変更の申請は、まちづくり計画変更等申請書により行い、第 1 7 条各号に掲げる図書の中で変更等を要する図書を添付しなければならない。

(令和 5 規則 2 6 ・ 一部改正)

第 2 節 まちづくり市民活動計画

(市民活動グループの構成)

第 2 2 条 条例第 1 3 条第 1 項各号に規定する市民活動グループの構成は、次のとおりとする。

- (1) ルール型市民活動グループ 活動する地区内の 1 6 歳以上の市民からなり、5 人以上で構成されているものとする。
- (2) 保全型市民活動グループ 活動する地区内の 1 6 歳以上の市民からなり、5 人以上で構成されているものとする。
- (3) 施設管理型市民活動グループ 対象とする施設に係る地区の 1 6 歳以上の市民及びその地区に通勤又は通学をする者からなり、5 人以上で構成されているものとする。

(令和 5 規則 2 6 ・ 一部改正)

(市民活動グループの認定基準)

第23条 条例第13条第1項の規定による認定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動グループ設立の趣意が条例の趣旨に反していないこと。
- (2) 市民活動グループの構成が前条の規定に適合していること。
- (3) 市民活動グループの適切な会則が定められており、市民の参加の機会が常に保障されていること。
- (4) 活動する区域が適切であること。
- (5) その他市長が認定に必要と認めたこと。

(市民活動グループの認定の申請書)

第24条 条例第13条第2項の規定による申請は、市民活動グループ認定申請書の提出により行い、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 市民活動グループ設立の趣意書
- (2) 住所が記載された構成員の名簿
- (3) 市民活動グループの会則
- (4) 活動する区域図
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第13条第4項の規定による市民活動グループの設立に向けた支援の申出は、支援申出書によるものとする。

(令和5規則26・一部改正)

(まちづくり市民活動計画の要件)

第25条 条例第14条第1項に規定するまちづくり市民活動計画の案の要件は、次の各号に掲げるまちづくり市民活動計画に応じ、当該各号に定める要件とする。

(1) ルール型市民活動計画

ア 活動地区内の18歳以上の市民の2分の1以上の同意があること。

イ 活動地区内の土地及び建物に係る計画のときは、アのほか同地区内の土地及び建物の所有者のほか第2条第1号及び第2号の3分の2以上の同意があること。

ウ 条例第7条に規定するまちづくりの計画と整合が取れていること。

エ 活動地区内の市民へ計画の周知がされていること。

(2) 保全型市民活動計画

ア 活動地区内の16歳以上の市民の2分の1以上の同意があること。

イ 条例第7条に規定するまちづくりの計画と整合が取れていること。

ウ 活動地区内の市民へ計画の周知がされていること。

(3) 施設管理型市民活動計画

ア 施設管理者の承諾があること。

イ 施設利用者へ計画の周知がされていること。

(令和4規則7・令和5規則26・一部改正)

(まちづくり市民活動計画の提案書)

第26条 条例第14条第1項の規定による提案は、まちづくり計画提案書の提出により行い、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 市民活動計画の概要書

(2) 市民活動計画の区域図

(3) 市民活動計画の活動地区内等への周知の経過とその状況

(4) その他市長が必要と認めるもの

(まちづくり市民活動計画案の申出書)

第27条 条例第14条第4項の規定による申出書の提出は、まちづくり計画等申出書により行わなければならない。

2 前項の規定により申出をする市民は、必要に応じ申出に参考となる図書を添付するものとする。

(まちづくり市民活動計画案の申出書への回答書)

第28条 条例第14条第6項の規定による回答書の提出は、まちづくり計画等申出回答書により行わなければならない。

2 前項の規定により回答をする市民活動グループの代表者は、必要に応じ回答に参考となる図書を添付するものとする。

(まちづくり市民活動計画の認定申請書)

第 29 条 条例第 15 条第 1 項の規定による申請書の提出は、まちづくり計画認定申請書により行い、第 26 条に規定した図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 第 25 条第 1 号ア及びイ又は同条第 2 号ア又は同条第 3 号アの規定による同意又は承諾を示す書類
- (2) まちづくり市民活動計画のスケジュールを記した書類
- (3) その他市長が必要と認めたもの
(まちづくり市民活動計画の認定基準)

第 30 条 条例第 15 条第 3 項の規則で定める認定基準は、次のとおりとする。

- (1) まちづくり市民活動計画が条例の趣旨に反していないこと。
- (2) まちづくり市民活動計画による活動内容に実現できる内容と判断できること。
- (3) まちづくり市民活動計画により特定の者に利益若しくは不利益を与え又は特定の事業活動を反対せしめる恐れがないこと。
- (4) まちづくり市民活動計画により政治活動及び宗教活動を行うものではないと判断できること。
- (5) まちづくり市民活動計画の内容が公序良俗に反していないこと。
- (6) その他市長が認定に必要と認めたこと。

(令和 5 規則 26・一部改正)

(まちづくり市民活動計画の変更)

第 31 条 条例第 16 条第 1 項の規定によるまちづくり市民活動計画の変更の申請を行うときは、まちづくり計画変更等申請書により行い、第 27 条第 2 項の図書の中で変更等を要する図書を添付しなければならない。

(令和 5 規則 26・一部改正)

第 3 節 提案型地区計画制度と都市計画の決定又は変更の提案制度

(地区計画等提案者又は都市計画の決定等提案者)

第 32 条 条例第 18 条第 2 項の規則で定める地区計画等提案者及び条例第 22 条第 2 項の規則で定める都市計画の決定等提案者は、次に掲げる者とする。

- (1) 提案を行おうとする地区内の土地を所有及び対抗要件を備えた地上権若しくは土地に対する賃借権及び使用貸借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者
- (2) 提案を行おうとする地区に係る市長が認定したまちづくり重点地区推進協議会及び市民活動グループ
- (3) まちづくりを推進する活動を市内で行っているNPO法人、一般社団法人及び一般財団法人
- (4) 提案を行おうとする地区に係る法第29条の許可を得た事業者

(令和5規則26・一部改正)

(地区計画等素案提案書又は都市計画の決定等素案提案書)

第33条 条例第18条第4項又は第22条第4項の規則で定める提案書の提出は、地区計画等及び都市計画の決定等素案提案書により行わなければならない。

2 前項の規定により提案書を提出するときは、必要に応じ提案に参考となる図書を添付するものとする。

(令和5規則26・一部改正)

(地区計画等素案提案書又は都市計画の決定等素案提案書の事前協議の基準)

第34条 条例第18条第5項及び第22条第5項の規則で定める事前協議の基準は、次のとおりとする。

- (1) 提案の内容が、各種法令に適合していること。
- (2) 提案の内容が、条例第7条のまちづくりの計画に合致していること。
- (3) 提案の内容が、まちの良好な発展、住環境の維持向上及び市全体の利益にも十分に考慮されたものであること。
- (4) まちづくり重点計画及びまちづくり市民活動計画に係るときは、それら計画等との整合が図られていること。
- (5) その他市長がまちづくりに関係すると思われる事項に十分な考慮が図られていること。

(令和5規則26・一部改正)

(地区計画等原案書)

第35条 条例第19条第1項の規則で定める原案書の提出及び条例第20条第1項の規定による原案の再提案は、地区計画等原案書により行わなければならない。

2 前項の規定により原案書の提出等するときは、必要に応じ原案に参考となる図書を添付するものとする。

(令和5規則26・一部改正)

(地区計画等原案に対する申出書)

第36条 条例第19条第4項及び第20条第3項の規則で定める申出書の提出は、地区計画等原案申出書により行わなければならない。

2 前項の規定により申出をする市民は、必要に応じ参考となる図書を添付するものとする。

(令和5規則26・一部改正)

(地区計画等原案の申出書への回答書)

第37条 条例第19条第6項及び第20条第5項の規則で定める回答書の提出は、まちづくり計画等回答書により行わなければならない。

2 前項の規定により回答書を提出する地区計画等提案者は、必要に応じ参考となる図書を添付するものとする。

(令和5規則26・一部改正)

第3章 地域へ配慮するまちづくり

第1節 まちづくりへの配慮

(開発事業に伴う地区計画等提案書)

第38条 条例第30条第1項の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の用途の制限及び壁面の後退に関する事項
- (2) 建築物の高さ及び階数の制限に関する事項
- (3) 建築物の色の制限に関する事項
- (4) 敷地の緑化に関する事項
- (5) 建築協定の期限及び協定の更新に関する事項

(6) 建築の手續に関する事項

2 条例第30条第1項の規定による提出は、地区計画等提案書により行わなければならない。

3 前項の提案書を提出するときは、必要に応じ参考となる図書を添付するものとする。

(令和5規則26・一部改正)

(大規模土地取引行為届出書)

第39条 条例第31条の規則で定める届出は、大規模土地取引行為届出書により行い、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 取引を行おうとする土地の位置図
- (2) 取引の対象となる土地の公図
- (3) 取引の対象となる土地の全部事項証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認めたもの

(令和5規則26・一部改正)

第2節 特定開発事業の手續

(特定開発事業構想届)

第40条 条例第33条第1項の規則で定める特定開発事業構想届の提出は、次に掲げる図書を添付しなければならない。既存建築物を改築等することで特定開発事業に該当する建築物を構想するときも、同様とする。

- (1) 行おうとしている特定開発事業の位置図
- (2) 行おうとしている特定開発事業の内容が分かる資料
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(令和5規則26・一部改正)

(特定開発事業による影響事項)

第41条 条例第33条第2項に規定する影響事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例別表第1の1の項に規定する大規模共同住宅による影響事項
 - ア 条例第7条に規定するまちづくりの計画に関する影響

- イ 行おうとしている開発事業による建築物が与える周辺の居住環境等への影響
 - ウ 行おうとしている開発事業による建築物が与える周辺の景観への影響
- (2) 条例別表第1の2の項に規定する大規模小売店舗による影響事項
- ア 条例第7条に規定するまちづくりの計画に関する影響
 - イ 行おうとしている開発事業による建築物が与える周辺の居住環境等への影響
 - ウ 行おうとしている開発事業による建築物が与える周辺の景観への影響
 - エ 来店及び帰宅する車両による既存自動車交通への影響と道路構造への影響
- (3) 条例別表第1の3の項に規定する鉄塔類による影響事項
- ア 条例第7条に規定するまちづくりの計画に関する影響
 - イ 行おうとしている開発事業による鉄塔類が与える周辺の景観への影響
 - ウ 他に代替となる施設の関係とその影響
- (4) 条例別表第1の4の項に規定する廃棄物処理施設による影響事項
- ア 条例第7条に規定するまちづくりの計画に関する影響
 - イ 行おうとしている開発事業による廃棄物処理施設が与える周辺の居住環境等への影響
- (5) 条例別表第1の5の項に規定する遊技場による影響事項
- ア 条例第35条に規定する建築等抑制区域内のときは、条例別表第2第3号から第11号までに掲げる施設への影響
 - イ 条例第7条に規定するまちづくりの計画に関する影響
 - ウ 行おうとしている開発事業による遊技場が与える青少年の成育への影響
 - エ 行おうとしている開発事業による遊技場が与える周辺の良好な居住環境等への影響
- (6) 条例別表第1の6の項に規定するラブホテルによる影響事項
- ア 条例第35条に規定する建築等抑制区域内のときは、条例別表第2第3号から第11号までに掲げる施設への影響
 - イ 条例第7条に規定するまちづくりの計画に関する影響
 - ウ 行おうとしている開発事業によるラブホテルが与える青少年の成育への影響

エ 行おうとしている開発事業によるラブホテルが与える周辺の居住環境等への影響

2 条例第34条に規定する特定開発事業による影響事項の判断の通知は、特定開発事業構想通知書により行うものとする。

(令和5規則26・一部改正)

第3節 開発基本計画書の手続

(開発基本計画書等)

第42条 条例第36条第1項及び第41条の規定による開発基本計画書の提出は、規則で定める計画書により行い、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発基本計画書の公表に関する同意書
- (2) 案内図
- (3) 現況図
- (4) 公図の写し(土地所有者が記載されたもの)
- (5) 土地所有者と事業者が異なる場合は土地所有者からの開発事業に対する同意書
- (6) 事業区域の実測図(求積計算を含む。)
- (7) 土地利用計画図(配置図)
- (8) 排水計画平面図(汚水及び雨水の排水計画に関するもの)
- (9) 各階平面図(自己の居住の用に供する住宅は除く。)
- (10) 建築物立面図(中高層建築物の建物に限る。)
- (11) 日影図(中高層建築物の建築に限るものとし、条例別表1備考2の日影の形状を記したもの)
- (12) その他市長が必要と認めるもの

(令和5規則26・一部改正)

(開発基本計画書等の周知等)

第43条 条例第37条第2項、第42条第2項及び第44条第2項の規定による標識の設置は、開発事業計画標識により行うものとする。

2 条例第37条第3項、第42条第3項及び第44条第3項の規定による届出は、開発事業計画標識設置届により行い、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 標識設置位置図

(2) 標識設置の状況がわかる写真

(令和5規則26・一部改正)

(開発事業の説明会等)

第44条 条例第38条第1項の開発基本計画書についての説明会、条例第45条第1項に規定する開発事業事前協議書についての説明会及び条例第47条第2項の再説明会を開催するときは、次に掲げる事項を記載した書面により、開催する日の7日前までに周辺住民等に通知しなければならない。

(1) 事業者の氏名及び所在

(2) 開発事業の問合せ先

(3) 開発事業の目的及び概要

(4) 説明会を開催する日時及び場所

2 前項に規定する通知は、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 案内図

(2) 土地利用計画図（配置図）

(3) 予定建築物があるときはその計画図

(4) 予定建築物の高さが10メートル以上のときは日影図

(5) その他市長が必要と認めるもの

3 条例第38条第1項の開発基本計画書についての説明会、条例第45条第1項に規定する開発事業事前協議書についての説明会及び条例第47条第2項の再説明会を開催するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 開発基本計画書又は開発事業事前協議書の内容

(2) 予定している工事の期間、方法、施工中の安全対策及び周辺に与える影響

(3) 開発事業により想定される周辺への影響

(4) その他市長が必要と認める事項

4 条例第38条第2項に規定する開発基本計画書についての説明会の報告、条例第45条第3項に規定する開発事業事前協議書についての説明会又は説明会に代わる周知をしたときの報告及び条例第47条第3項に規定する再説明会の報告は、開発事業（再）説明会等報告書により行い、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 第1項に規定する説明会を周知したときの周知文及び添付図書
- (2) 説明会の周知をした範囲図及び出席者の氏名等がわかるもの
- (3) 説明に使用した図書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

5 本条で規定する説明会の開催場所は、周辺住民等が容易に出席できる場所としなければならない。

(令和5規則26・一部改正)

(開発基本計画書等への意見書等)

第45条 条例第39条第1項及び第46条第1項に規定する意見書又は条例第48条第1項に規定する再意見書の提出は、開発事業（再）意見書により行い、必要に応じ参考となる図書を添付しなければならない。

2 条例第39条第3項及び第46条第3項に規定する見解書又は条例第48条第3項に規定する再見解書の提出は、開発事業（再）見解書により行い、必要に応じ参考となる図書を添付しなければならない。

(令和5規則26・一部改正)

(市街化調整区域で行われる行為)

第46条 条例別表第1の15の項のウの規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築。ただし、農業用倉庫及び建築物の規模が同程度であって用途の変更が伴わない建替えは除く。
- (2) 事業区域面積500平方メートル以上の駐車場の設置。ただし、公共工事に伴う仮設の駐車場は除く。
- (3) 資材置場（工事等で使用する原材料及び建築資材の保管又は加工を行うため

の場所をいう。)の設置。ただし、公共工事に伴う仮設の資材置場は除く。

(4) モジュール面積の合計が1,000平方メートル以上で一団の太陽電池モジュールの設置

(5) 事業区域面積500平方メートル以上のグラウンド(動物のためのグラウンドを含む。)の設置

(6) 事業区域面積500平方メートル以上で高さ30センチメートルを超える切土、盛土を行うもの。ただし、農地法(昭和27年法律第229号)の許可を得た農地の造成は除く。

(令和5規則26・一部改正)

第4節 開発事業事前協議書から事業完了までの手続

(開発事業事前協議書等)

第47条 条例第43条に規定する開発事業事前協議書の提出は、開発事業事前協議書により行い、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 開発事業事前協議書の公表に関する同意書

(2) 委任状

(3) 案内図

(4) 現況図

(5) 公図の写し(土地所有者が記載されたもの)

(6) 土地所有者と事業者が異なる場合は土地所有者からの開発事業に対する同意書

(7) 事業区域の実測図(求積計算を含む。)

(8) 土地利用計画図(配置図)

(9) 造成計画図(平面図及び断面図)

(10) 排水計画図(污水及び雨水排水平面図、浸透施設構造図並びに排水量計算書)

(11) 公共公益施設新旧対照図

(12) 各階平面図(自己の居住の用に供する住宅は除く。)

(13) 建築物立面図（中高層建築物の建築に限る。）

(14) 日影図（中高層建築物の建築のみとし、条例別表第1備考2の日影の形状を記したもの）

(15) 建築物の建築面積、各階の床面積及び延べ面積がわかる図書

(16) その他市長が必要と認めるもの

（指導又は助言の申出書等）

第48条 条例第49条第1項の規定による申出は、開発事業に対する指導・助言申出書により提出するものとする。

（令和5規則26・一部改正）

（事前協議実施通知書）

第49条 条例第50条第1項に規定する通知は、事前協議実施通知書に協議事項シートを添付し行うものとする。

（事前協議の報告等）

第50条 条例第51条の規定による報告は、事前協議報告書の提出により行い、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 前条の規定による協議事項ごとのシートに協議に要した事項を記載したシートの写し

(2) 協議に際して用いた図書等

（令和5規則26・一部改正）

（開発事業適合通知書等）

第51条 条例第53条に規定する通知書は、開発事業適合（修正）通知書によるものとする。なお、適合していると認められるときの通知書には、条例第54条に規定する協議締結に用いる案を添付するものとする。

（開発事業変更事前協議書）

第52条 条例第55条第1項に規定する開発事業の計画を変更するときは、変更を要する図書を添付しなければならない。

（令和5規則26・一部改正）

(協議書の軽微な変更)

第53条 次に掲げる軽微な変更については、前条の規定にかかわらず、協議内容を変更することができる。

- (1) 変更する事業区域の面積が、事業区域全体の面積の10分の1未満の増減で、かつ、100平方メートル未満の場合
- (2) 建築物及び工作物の位置の変更で、周辺に与える影響が軽微な場合
- (3) 建築物及び工作物の規模の縮小
- (4) 代理人の変更
- (5) その他市長が軽微な変更と認めたもの

2 前項に規定する変更をしたときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(開発事業の廃止届等)

第54条 条例第56条に規定する開発事業の廃止は、開発事業廃止届により行うものとする。

2 事業者は、開発事業の工事着手後に開発事業の廃止をするときは、速やかに周辺への影響が生じないための措置を施すとともに、原状に復さなければならない。

(開発事業の着手届等)

第55条 条例第58条第1項の規定による工事着手届の提出及び同条第2項の規定による工事中断届の提出は、工事着手(中断)届により行うものとし、緊急時の連絡体制に関する図書を添付するものとする。

(令和5規則26・一部改正)

(開発事業の完了届)

第56条 条例第60条第1項の規定による工事完了届の提出は、工事完了届により行うものとする。

(令和5規則26・一部改正)

(完了検査終了通知書等)

第57条 条例第60条第3項の規定による通知は、完了検査終了通知書又は是正通

知書により行うものとする。

(令和 5 規則 2 6 ・ 一部改正)

(公共施設等の帰属)

第 5 8 条 条例第 6 1 条第 2 項に規定する帰属の手続は、事業者が、施設については公共施設等帰属申請書を、公共施設等の用に供する土地については公共施設等用地帰属申請書を、公共施設等の用に供する土地を寄附するときは土地寄附申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の公共施設等帰属申請書には、市長が別に定める図書を添付しなければならない。

3 第 1 項に規定する公共施設等用地帰属申請書又は土地寄附申請書を提出するときは、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地利用計画図
- (4) 全部事項証明書
- (5) 印鑑登録証明書
- (6) 登記原因証明情報兼承諾書
- (7) 地積測量図
- (8) 境界確定図
- (9) 隣接土地境界承諾書
- (10) その他市長が必要と認める図書

第 5 節 開発指導基準

(道路の構造等)

第 5 9 条 条例別表第 3 の 1 の項第 3 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例別表第 3 の 1 の項第 2 号による隅切りは、別に定める基準により道路幅員と交差角度から設けるものとする。ただし、同一平面で交差する箇所をやむを得ず片側のみの隅切りとなるときの長さは、本来必要となる隅切り長に 1. 5 メ

ートルを加えた長さとする。

(2) 道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造として、道路の縦断勾配が9パーセント以下のときはアスファルト密粒度舗装、道路の縦断勾配が9パーセントを超え12パーセント以下のときはコンクリート滑り止め舗装を原則とする。なお、道路横断勾配は、海老名市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第15号）第26条によるものとする。

(3) その他道路等の基準については、市長が別に定める基準によるものとする。

（令和5規則26・一部改正）

（道路計画用地買取申出書）

第60条 事業者等は、条例第75条第2項に規定する土地の買取りを求めるときは、道路計画用地買取申出書により行うものとする。

（公園等整備協力金）

第61条 条例第77条で規定する公園等整備協力金のうち、相続税路線価等については、次のとおりとする。

(1) 相続税路線価は、条例第43条に規定する開発事業事前協議書が提出されたときに国税庁から公表されているものを使用する。

(2) 事業区域に該当する道路で、相続税路線価の定めがないときは、評価倍率（土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令（平成3年大蔵省令第33号）第2条の規定により国税局長が国税局又は税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。）により算定された価格を用いるものとする。

(3) 前2号に規定する価格の使用については、事前に市長と協議を行い定めるものとする。

（公園等の整備基準）

第62条 条例別表第3の2の項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 公園等の設置位置

ア できる限り戸建住宅との敷地と接しない。

- イ 高圧線下及び高圧線下の外側おおむね11メートルの範囲内には設置しない。
- ウ 低湿地その他障害や危険となる恐れがあるところには設置しない。
- エ 災害防止及び避難活動に適した設置とする。

(2) 公園等の形状及び勾配

- ア 公園等の形状は、最短辺が最長辺の3分の1以上の矩形又はこれに近いものとする。
- イ 公園等の施設内の勾配は、排水に支障がない限り、園路及び広場については1パーセント以下、修景施設については15パーセント以下を原則とする。
- ウ 公園等は地表に設置するものとし、建築物及び工作物には設置しない。
- エ 隣接地と高低差があり、その土圧及び上載荷重を受ける擁壁、土留め及び法面については、公園等には含めないものとする。

(3) その他公園等の基準については、市長が別に定める基準によるものとする。

(令和5規則26・一部改正)

(協定公園)

第63条 共同住宅又は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）に該当する建築を目的とした開発事業で、公園等の設置を前条の基準に適合させることが困難なときは、協定に基づいて事業者が管理を行う公園等（以下「協定公園」という。）とする。この場合の協定公園の管理に要する費用は、事業者が負担するものとする。

2 前項の協定公園の土地及び施設は、事業者に帰属する。

3 第1項の協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 法の規定により設置する公園等であり、廃止及び変更ができない事項
- (2) 協定公園を事業者が適切に維持管理し、常に良好な状態に保つための事項
- (3) 必要に応じ協定公園に関して、市が事業者に維持管理に関する指導をする事項
- (4) 協定公園の権原を移り渡すときの協定の遵守及び継承に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(下水道等の整備)

第64条 条例別表第3の3の項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 排水施設の構造基準は、海老名市下水道条例（平成12年条例第49号）第36条の2及び海老名市下水道条例施行規則（昭和52年規則第18号）第4条の規定によるものとする。

(2) 排水施設を公共下水道へ接続するときは、市長の確認を受けなければならない。

2 事業区域の雨水の排水区域が、総合治水対策特定河川に指定されている一級河川目久尻川及び一級河川引地川に該当するときは、別に定める基準により雨水の流出抑制を図らなければならない。

3 その他下水道等の基準については、市長が別に定める基準によるものとする。

(令和5規則26・一部改正)

(消防水利の施設整備基準)

第65条 条例別表第3の4の項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域の面積により設置する防火水槽及び消火栓は、別表第1に基づき設置する。

(2) 次に掲げる規模の建築物の建築を伴う開発事業を行う場合は、貯水容量40立方メートル以上の防火水槽及び消火栓を、建築物のいずれの地点においても半径100メートル以内に存するように設置する。ただし、消火栓の設置については、既設の消火栓の使用が可能であるなど、消防活動に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

ア 階数5以上7未満で延べ面積が6,000平方メートル以上

イ 高さ15メートル以上21メートル未満で延べ面積が6,000平方メートル以上

ウ 階数が7以上11未満又は高さが21メートル以上31メートル未満

エ 地下街の建築

(3) 建築物の規模が階数11以上又は高さ31メートル以上のときは、消火栓を

建築物のいずれの地点においても半径１００メートル以内に存するように設置し、貯水容量６０立方メートル以上の防火水槽を棟別かつ事業区域のいずれの地点からも半径５０メートル以内に存するように設置する。ただし、消火栓の設置については、既設の消火栓の使用が可能であるなど、消防活動に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- ２ 前項の設置の詳細及び構造基準その他必要な事項については市長が別に定めるものとする。

（令和５規則２６・一部改正）

（消防活動用空地の整備基準）

第６６条 条例別表第３の５の項の規則で定める基準は、条例別表第１に規定する中高層建築物を対象とし、次のとおりとする。

- （１） 消防活動用空地の設置は、建築物の高さに応じ当該建築物の壁面からの離隔距離を確保するものとし、事業区域内を原則とする。

- （２） 消防活動用空地の規模は、建築物の高さに応じ次のとおりとする。

ア 高さ１０メートル以上１５メートル未満の場合、縦５メートル、横８メートル

イ 高さ１５メートル以上の場合、縦６メートル、横１２メートル

- （３） 事業区域内に消防活動用空地への進入路を設けるときの幅員は、６メートル以上とする。

- ２ 前項の設置の詳細及び構造基準その他必要な事項については市長が別に定めるものとする。

（令和５規則２６・一部改正）

（集会施設の設置基準）

第６７条 条例別表第３の６の項の規則で定める基準は、次のとおりとする。ただし、市長が集会施設の設置を不要と判断したときは、この限りではない。

- （１） 住宅の供給を目的とした開発事業で、住宅の戸数が５０以上１００未満のときは集会室の床面積５０平方メートル以上

(2) 住宅の供給を目的とした開発事業で、住宅の戸数が100以上200未満のときは集会室の床面積100平方メートル以上

(3) 住宅の供給を目的とした開発事業で、住宅の戸数が200以上のときは市長との協議により定める面積の集会室

(令和5規則26・一部改正)

(防犯灯の整備基準)

第68条 条例別表第3の7の項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域内道路の交差点又は屈曲部に設置するものとする。

(2) 共同住宅を目的とした場合、敷地内に設置する通路については、その延長25メートルごとに設置するものとする。

2 前項の規定は、市長との協議により不要と判断された場合は、適用しないものとする。

(令和5規則26・一部改正)

(緑化基準)

第69条 条例別表第3の8の項第2号の規則で定める基準は、別表第2に掲げる事業区域の用途地域又は市街化調整区域の区分に応じ、当該事業区域の面積に応じた割合の緑化すべき面積（以下「緑化面積」という。）を事業区域内に設けるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず積極的に緑化に努めるものとする。

(1) 事業区域の面積が500平方メートル未満の開発事業

(2) 事業区域の面積が5,000平方メートル未満で戸建住宅の建築を目的とした開発事業

(3) 市街化調整区域で行われる開発事業で法第29条の許可を必要としない開発事業で建築物の建築が行われないもの

3 前2項の規定にかかわらず、工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場に係る基準については、海老名市工場立地法第4条の2第1

項の規定に基づく準則を定める条例（令和３年条例第２３号）の定めるところによる。

（令和３規則３４・令和５規則２６・一部改正）

（ごみ集積所の整備基準）

第７０条 条例別表第３の９の項の規則で定める基準は、住宅の建築を目的とした開発事業に適用し、次のとおりとする。

（１） 住宅（共同住宅及び長屋を除く。）の計画戸数が４戸以上の場合はごみ集積所を設置するものとし、当該計画戸数が３戸以下の場合はごみ集積所を設置しないものとする。ただし、当該計画戸数が３戸以下の場合であっても、事業区域が該当する地区に存する既設のごみ集積所を利用できないときは、ごみ集積所を設置することができる。

（２） 宅地開発事業におけるごみ集積所は、おおむね２０戸当たりに１箇所の割合で設置するものとする。

（３） 共同住宅又は長屋におけるごみ集積所は、１棟当たりに１箇所以上設置するものとする。ただし、２棟以上建築することを目的とする開発事業の計画戸数が２０戸未満の場合には、ごみ集積所を１箇所とすることができる。

（４） ごみ集積所の面積は、住宅の計画戸数により別表第３のとおりとする。

２ 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要ないと認めたときは、ごみ集積所を設置しないものとする。

３ 中高層建築物（単身者世帯向け共同住宅を除く。）の建築を目的とした開発事業で、計画戸数が２１戸以上５０戸未満である場合においては、各住戸等に家庭用生ごみ処理機を設置することができる電源装置を設置しなければならない。

４ 中高層建築物（単身者世帯向け共同住宅を除く。）の建築を目的とした開発事業で、計画戸数が５０戸以上である場合においては、当該建築物に大型生ごみ処理機又はディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除するシステムをいう。以下同じ。）を設置しなければならない。ただし、やむを得ず大型生ごみ処理機又はディスポーザ排水処理システ

ムを設置できない場合には、前項の規定を準用する。

- 5 ごみ集積所設置について、収納目安世帯数が計画戸数を充足するごみ収納庫を用意し、当該ごみ収納庫の容量、構造等について、市と協議を行った結果、特別の理由があると認められる場合には、市長は第1項第4号に規定する基準の適用を免除することができる。

(令和元規則28・令和5規則26・令和6規則36・一部改正)

(駐車場等の整備基準)

第71条 条例別表第3の10の項の規則で定める基準のうち、自動車駐車場については次のとおりとする。

- (1) 戸建住宅を目的とした開発事業では、各戸敷地内に1台以上の自動車駐車場を設ける。
- (2) 共同住宅及び長屋（単身者世帯向け共同住宅を除く。）を目的とした開発事業では、商業地域で建築されるときは計画戸数の2分の1以上、それ以外の地域で建築されるときは計画戸数の3分の2以上の台数分の自動車駐車場を共同住宅の敷地内に設ける。
- (3) 単身者世帯向け共同住宅を目的とした開発事業では、商業地域で建築されるときは計画戸数の3分の1以上、それ以外の地域で建築されるときは計画戸数の2分の1以上の台数分の自動車駐車場を共同住宅の敷地内に設ける。
- (4) 小売店舗を目的とした開発事業のうち、大店立地法に該当するときは同法により定められた基準による台数以上とし、大店立地法に該当しないときは店舗面積の50平方メートルあたり1台以上の自動車駐車場を敷地内に設ける。

2 条例別表第3の10の項の規則で定める基準のうち、二輪車駐車場については次のとおりとする。

- (1) 住宅を目的とした開発事業では、自転車駐車場を計画戸数以上、自転車以外の二輪車については必要に応じた台数分の駐車場を設ける。
- (2) 小売店舗を目的とした開発事業のうち、大店立地法に該当するときは同法により定められた基準による台数以上とする。

- (3) 前2号によらない開発事業のときは、自転車及び原動機付自転車については海老名市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和58年規則第4号）第3条により、それ以外の二輪車については必要に応じた台数分の駐車を設ける。

（令和5規則26・一部改正）

第4章 雑則

（適用除外）

第72条 条例第80条第4号に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）の規定に基づく地方住宅供給公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定に基づく土地開発公社その他国又は地方公共団体が出資している法人
- (2) 前号に掲げるもののほか、道路、鉄道、水道、下水道その他特に公共性の高い事業を行う法人

（地位継承届）

第73条 条例第81条第2項の規定による届出は、地位継承届により行うものとする。

（違反者の公表）

第74条 条例第86条第1項に規定する公表することができる事項については、次に掲げる定めるものとする。

- (1) 事業者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
- (2) 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
- (3) 事業の概要
- (4) 違反の概要
- (5) その他市長が必要と認める事項

（様式）

第75条 この規則の規定により使用する様式は、別表第4のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第76条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、海老名市住みよいまちづくり条例開発技術基準等により市長が別に定める。

(令和5規則26・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(海老名市環境保全条例施行規則の一部改正)

2 海老名市環境保全条例施行規則（昭和50年規則第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(適用除外)

3 この規則の施行の日前に、海老名市開発指導要綱（平成29年告示第209号）による事前協議の手続がなされた開発事業については、この規則の規定は、適用しない。

(経過措置)

4 この規則の施行の日前に行われた改正前の海老名市環境保全条例施行規則第3条の規定による植樹義務に関する手続については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月31日規則第28号）

(施行期日)

1 この規則は、令和元年9月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において、海老名市住みよいまちづくり条例（平成30年条例第1号）第33条に規定する特定開発事業における特定開発事業構想届、同条例第36条に規定する大規模開発事業における開発基本計画書又は同条例第41条に規定する通常の開発事業における開発基本計画書の提出がなされた開発事業については、なお従前の例による。

附 則（令和３年１２月１３日規則第３４号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２８日規則第７号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年１２月２３日規則第３７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年１２月２６日規則第２６号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第７０条第１項第３号、第３項及び第４項の規定並びに第７１条第１項第２号及び第３号の規定並びに別表第３備考の規定は、令和６年４月１日以後に海老名市住みよいまちづくり条例（平成３０年条例第１号）第５４条に規定する協議の締結をするものについて適用する。

附 則（令和６年１２月６日規則第３６号）

（施行期日）

１ この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の第７０条第１項第１号及び第４号並びに第２項並びに別表第３の規定は、この規則の施行の日以後に行われた開発事業について適用し、同日前に行われた開発事業については、なお従前の例による。

別表第１（第６５条関係）

消防水利の施設整備基準

事業区域面積	貯水容量４０立方メートル以上の防火水槽	消火栓
１，０００平方メートル以上 ３，０００平方メートル未満	—	１基以上
３，０００平方メートル以上 ５，０００平方メートル未満	１基以上	—

5, 000 平方メートル以上	1 基以上	1 基以上
-----------------	-------	-------

備考

上記防火水槽及び消火栓は、事業区域のいずれの地点からも半径 100 メートル以内に存するように設置する。ただし、消火栓の設置については、既設の消火栓の使用が可能であるなど、消防活動に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

別表第 2（第 69 条関係）

（令和 5 規則 26・一部改正）

緑化基準

事業区域面積	近隣商業地域 及び商業地域	近隣商業地域及び商業地域以外の市街化区域	市街化調整区域
500 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満	3 パーセント以上	5 パーセント以上	10 パーセント以上
1, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満		10 パーセント以上	15 パーセント以上
5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満		15 パーセント以上	20 パーセント以上
10, 000 平方メートル以上		20 パーセント以上	25 パーセント以上

備考

条例別表第 1 に規定する墓地等（納骨堂を除く。）、火葬場の設置を目的とする大規模開発事業を行うときは、海老名市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 24 年条例第 15 号）及び海老名市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平

成 2 4 年規則第 1 9 号) 別表第 1 に定める緑地面積の割合を適用するものとする。

別表第 3 (第 7 0 条関係)

(令和 5 規則 2 6 ・ 令和 6 規則 3 6 ・ 一部改正)

ごみ集積所の整備基準

計画戸数	事業区域内に設置するごみ集積所の面積
5 戸以下	1. 1 平方メートル以上
6 戸以上 1 0 戸以下	1. 5 平方メートル以上
1 1 戸以上 1 5 戸以下	2. 3 平方メートル以上
1 6 戸以上 2 0 戸以下	3. 2 平方メートル以上
2 1 戸以上	計画戸数に 0. 1 6 平方メートルを乗じて得た値以上

備考

- 1 ごみ集積所の面積は、構造物等を除いた有効面積とする。
- 2 この表にかかわらず、条例別表第 1 の 1 0 の項に規定する単身者世帯向け共同住宅の場合において設置するごみ集積所の面積は、計画戸数 1 0 戸以下については 0. 9 平方メートル以上と、計画戸数 1 1 戸以上については住宅戸数に 0. 0 9 平方メートルを乗じて得た値以上とする。
- 3 この表にかかわらず、中高層建築物（単身者世帯向け共同住宅を除く。）の建築を目的とした開発事業で計画戸数が 5 0 戸以上で大型生ごみ処理機又はディスプレイ排水処理システムを設置する場合において、設置するごみ集積所の面積は、計画戸数に 0. 1 4 平方メートルを乗じて得た値以上とする。

別表第 4 (第 7 5 条関係)

(令和 5 規則 2 6 ・ 全改)

様式番号	関係条文	名称
第 1 号様式	第 5 条	公聴会申出書

第 2 号様式	第 7 条	公聴会公述申出書
第 3 号様式	第 1 5 条	まちづくり重点地区推進協議会認定申請書
第 4 号様式	第 1 5 条、第 2 4 条	支援申出書
第 5 号様式	第 1 7 条、第 2 6 条	まちづくり計画案提案書
第 6 号様式	第 1 8 条、第 2 7 条	まちづくり計画等申出書
第 7 号様式	第 1 9 条、第 2 8 条	まちづくり計画等申出回答書
第 8 号様式	第 2 0 条、第 2 9 条	まちづくり計画認定申請書
第 9 号様式	第 2 1 条、第 3 1 条	まちづくり計画変更等申請書
第 1 0 号様式	第 2 4 条	市民活動グループ認定申請書
第 1 1 号様式	第 3 3 条	地区計画等及び都市計画の決定等素案提案書
第 1 2 号様式	第 3 5 条	地区計画等又は都市計画の決定等原案書
第 1 3 号様式	第 3 6 条	地区計画等又は都市計画の原案申出書
第 1 4 号様式	第 3 7 条	まちづくり計画等回答書
第 1 5 号様式	第 3 8 条	地区計画等提案書
第 1 6 号様式	第 3 9 条	大規模土地取引行為届出書
第 1 7 号様式	第 4 0 条	特定開発事業構想届
第 1 8 号様式	第 4 1 条	特定開発事業構想通知書
第 1 9 号様式	第 4 2 条	開発基本計画書
第 2 0 号様式	第 4 3 条	開発事業計画標識
第 2 1 号様式	第 4 3 条	開発事業計画標識設置届

第 2 2 号様式	第 4 4 条	開発事業（再）説明会等報告書
第 2 3 号様式	第 4 5 条	開発事業（再）意見書
第 2 4 号様式	第 4 5 条	開発事業（再）見解書
第 2 5 号様式	第 4 7 条	開発事業事前協議書
第 2 6 号様式	第 4 8 条	開発事業に対する指導・助言申出書
第 2 7 号様式	第 4 9 条	事前協議実施通知書
第 2 8 号様式	第 4 9 条	協議事項シート
第 2 9 号様式	第 5 0 条	事前協議報告書
第 3 0 号様式	第 5 1 条	開発事業適合（修正）通知書
第 3 1 号様式	第 5 2 条	開発事業変更事前協議書
第 3 2 号様式	第 5 4 条	開発事業廃止届
第 3 3 号様式	第 5 5 条	工事着手（中断）届
第 3 4 号様式	第 5 6 条	工事完了届
第 3 5 号様式	第 5 7 条	完了検査終了通知書
第 3 6 号様式	第 5 7 条	是正通知書
第 3 7 号様式	第 5 8 条	公共施設等帰属申請書
第 3 8 号様式	第 5 8 条	公共施設等用地帰属申請書
第 3 9 号様式	第 5 8 条	土地寄附申請書
第 4 0 号様式	第 6 0 条	道路計画用地買取申出書
第 4 1 号様式	第 7 3 条	地位継承届